

定期試験におけるコロナ罹患等に関する代替措置の廃止について

2023年7月10日

6月7日付けの周知文書「2023年度S Semester 定期試験について」で記載している3について、あらためて以下抜粋にてお知らせいたします。

~~~~~

昨年度は、新型コロナウイルス感染症に罹患した学生、濃厚接触者など罹患が疑われる学生、新型コロナウイルスワクチン接種による副反応によって受験が困難となった学生等を対象として、追試験などの特別の代替措置を講じましたが、本 Semester は、これらのコロナ罹患等を理由とする特別の代替措置は行いません。

何らかの事情で定期試験を受験できなかった場合には、通常の追試験の要件を満たす限りで、追試験の対象となります。追試験の制度は、法学部と法科大学院で異なりますので、それぞれの学生便覧等で事前に確認しておいて下さい。

~~~~~

基本的な感染防止対策を講じたうえ、体調管理にはくれぐれもご留意下さい。

なお、通常の追試験の要件概要は以下のとおりですが、詳細は必ず学生便覧で確認をして下さい。

令和5年度法学部便覧（P.210 「追試験実施規則」）

- ・本年度の9月または年度末の3月に卒業予定の学生が対象（早期卒業予定者は含まない）
- ・必修科目または選択必修科目が不可だった場合（早期卒業予定者は対象外）
- ・選択必修科目であっても、その分野の必要単位数を満たしている場合は対象外
- ・事故病気等の客観的事由により筆記試験を受験できなかった場合（早期卒業予定者も対象）
- ・2科目を上限とする

令和5年度法科大学院便覧（P.17 「8 追試験」）

- ・病気、事故その他やむを得ない事由により筆記試験を受験できなかった場合（不合格を理由とする追試は認められない）
- ・必修科目または選択必修科目に限る
- ・原則3科目を上限とする